

公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第13条及び第27条の規定に基づき、この法人の評議員及び理事並びに監事（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2章 報酬の種類及び支払方法

(専務理事及び常務理事の報酬)

第2条 専務理事及び常務理事（以下「常勤理事」という。）には、次に掲げる報酬を支給することとし、それぞれの額は、理事会の承認を経て会長が決定する。

(1) 専務理事 月額 550,000 円以内

(2) 常務理事 月額 450,000 円以内

2 常勤理事には、退職慰労金及び期末手当並びに勤勉手当を支給しない。

(常勤役員等の報酬の日割計算)

第3条 新たに常勤理事となった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日以外の日から支給するとき、又はその月の末日以外の日まで支給するときの報酬額は、その月の総日数を分母とし、在職した日数を分子とする日割計算により算出する。

(常勤理事以外の役員等)

第4条 常勤理事以外の役員等には報酬を支給しない。ただし、常勤理事以外の役員等には、次に掲げる場合に、理事会の承認を経て会長が決定する額を報酬として支給することができる。

(1) 定款第38条に規定する委員会に構成員として出席するとき。

1回につき 20,000 円以内

(2) この法人の運営に関し会長が必要と認める会議等に構成員として出席するとき。

1回につき 10,000 円以内

2 常勤理事以外の役員等がこの法人の講習会、研修会等の講師又は原稿執筆を依頼されたときは、次に掲げる範囲内で謝金を支給することができる。

(1) 講習会等の講師 1時間につき 20,000 円以内

(2) 原稿の執筆 1枚につき 1,000 円以内

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は全額を通貨で支払うものとし、当該役員等が指定する金融機関口座へ振込むものとする。ただし、第3条第3項による場合は、法定相続人へ支払うものとする。

2 報酬のうち、法令等に基づき当該役員等の報酬から控除すべきものがあるときは、その額を控除し

た額を支払うものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、支給日をその月の21日とする。ただし、支給日が休日にあたるとき、又は金融機関休業日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 常勤理事以外の役員等の報酬は、第4条第1項第1号又は第2号の会議等に参加した後の7日以内に、同条第2項第1号の場合は原則として当該事業の終了した日から7日以内に、第2号の場合は原則として当該事業の終了した日から1月以内に支払うものとする。

第3章 費用弁償

(役員等の旅費)

第7条 役員等がこの法人の用務により旅行するときは、別に定める公益財団法人新潟県スポーツ協会 役・職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）による。

(旅行雑費の不支給)

第8条 常勤理事以外の役員等が、この法人の理事会、評議員会及び監事の監査のため旅行するときは、旅費のほか日当として1,100円を支給することができる。この場合において、旅費規程に定める旅行雑費は支給しない。

2 常勤理事以外の役員等が、第4条第1項第1号又は第2号の会議に参加し報酬が支払われるときは、旅費規程に定める旅行雑費は支給しない。

(通勤手当)

第9条 常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の支給に関しては、職員給与規程第16条を準用する。

第4章 雑則

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県体育協会設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

1 財団法人新潟県体育協会役員報酬規程（平成13年5月30日）は廃止する。

平成30年4月1日改正